

## 令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### （委託事業）

第1条 甲は、乙に対して、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「委託事業」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

### （委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別添の令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （委託料等）

第4条 委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とし、経費区分は、次の表のとおりとする。

経費区分	委託料
人件費	円
事業費	円
一般管理費	円
消費税	円
計	円

2 乙は、委託料を前項の表の経費区分に従って使用しなければならない。

3 乙は、経費区分に変更（経費区分のそれぞれの額の20%以下の変更で、人件費及び一般管理費を増額しない場合を除く。）を加えようとするときは、あらかじめ委託料配分変更申請書（様式第2号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

### （他用途使用の禁止）

第5条 乙は、委託料を委託事業以外に使用してはならない。

### （委託料の支払）

第6条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求を受理してから30日以内に支

払うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、委託料の90パーセントを限度として、乙の請求により概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業実績報告書（様式第4号）に証拠書類を添えて、委託事業終了の日から起算して14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日まで甲に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

- 第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書等の提出を受けたときは、遅滞なく、委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、実績報告書等について補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、実績報告書等に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定は、前項の規定により実績報告書等及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。
  - 4 甲は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金等の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、甲の検査に合格した実績報告書（成果品）であっても、当該成果品について契約の内容に適合しないものであることが判明した場合には、検査後1年間はこれを完全なものとして引き換え、又は補償をしなければならない。

（損害賠償責任）

- 第11条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手方に対し損害賠償の請求を行うことができるものとする。ただし、この請求は、第8条第4項の規定による通知後1年を経過した後は行うことができない。
- 2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とする。
  - 3 前項の規定は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。
  - 4 前3項に規定する損害賠償の額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(再委託の制限)

第12条 乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の承認を受けようとするときは、委託事業再委託申請書(様式第5号)を甲に提出するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第17条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(事情変更による解除)

第18条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、委託事業の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

(3) 乙が甲との委託事業に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(知的財産権の取扱い)

第20条 本契約に基づく事業遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他の知的財産権について、乙は甲に無償で譲渡し、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

(疑義の処理)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 別記

### 特約事項

#### 1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

#### 2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

#### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

#### 4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

#### 5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

#### 6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

#### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

事業実施計画書

このことについて、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画書を提出します。

記

- 1 委託事項
- 2 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託事業の内容
  - (1) 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置、運営・企画等
  - (2) 県内企業の人材ニーズ掘り起こし
  - (3) 副業・兼業人材活用促進補助の周知並びに申請書類の受領及び進達
  - (5) マッチングイベント開催業務
  
  - (7) プロフェッショナル人材活用・事例紹介セミナー開催業務
  - (8) 地域協議会（茨城県プロフェッショナル人材戦略協議会）の開催等

4 委託料

経費区分	委託料
人件費	円
事業費	円
一般管理費	円
消費税	円
計	円

（支出内訳書）

区分	金額 (円)	支出内訳	摘要
人件費			
(内訳)			
○○人件費			
△△人件費			
消費税			
事業費			
(内訳)			
諸謝金			
旅 費			
○○事務費			
消費税			
一般管理費			一般管理費率 (%)
(内訳)			
○○人件費分			
○○事務費分			
消費税			
計			

茨城県知事 殿

所在地  
 団体名  
 代表者名

委託料配分変更申請書

このことについて、委託料の配分を下記のとおり変更したいので、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書第4条第3項の規定に基づき申請します。

記

(単位：円)

経費区分	当初委託料	変更承認済増減額	委託現額	今回変更承認申請増減額	改委託現額	備考

(変更理由)



茨城県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

概算払請求書

このことについて、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

- 1 概算払を要する理由
- 2 概算払請求額 金 円也

(請求額算定表)

区 分	金 額
契約額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

- 3 請求額の受領方法 口座振替払

振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通    2 当座    3 その他 (            )	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

茨城県知事 殿

所在地  
 団体名  
 代表者名

委託事業実績報告書

このことについて、下記のとおり委託事業を実施したので、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書第7条の規定に基づき報告します。

1 委託事項

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 実施状況及び成果

4 精算金額

(単位：円)

項目	契約金額	精算額	差引額	備考
人件費				
事業費				
一般管理費				
消費税				
合計				

注 項目間の流用を行う場合、それぞれの額の20%を超える際には事前承認を必要とする。  
 ただし、人件費及び一般管理費の増額は認められない。

(別添)

支出内訳書

区分	金額 (円)	支出内訳	摘要
人件費			
(内訳)			
〇〇人件費			
△△人件費			
消費税			
事業費			
(内訳)			
諸謝金			
旅 費			
〇〇事務費			
消費税			
一般管理費			一般管理費率 (%)
(内訳)			
〇〇人件費分			
〇〇事務費分			
消費税			
計			

茨城県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

委託事業再委託申請書

このことについて、下記のとおり委託事業の再委託を行いたいので、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託契約書第12条第2項の規定に基づき申請します。

記

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	